

果実飲料についての検査方法

制 定 昭和 37 年 3 月 22 日農 告第 360 号
最終改正 平成 18 年 2 月 28 日農水告第 210 号

- 1 検査は、抽出して行なう。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3 から 6 までに定めるところによる。
- 3 第 1 種検査方法
 - (1) 抽出の割合
品種が同一と認められる果実飲料の 2 日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に 2 個のかん、びんその他の容器を抽出し、それぞれのかん、びんその他の容器から濃縮果汁の場合にあつては 100g、その他の果実飲料の場合にあつては 200g を採取して試料とする。
 - (2) 検査に係る格付の基準
試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて検査を行ない、その結果、当該試料の単位体のすべてが当該日本農林規格に定める合格の標準に適合するときは、当該検査荷口の果実飲料を合格に格付けする。
- 4 第 2 種検査方法への移行
3 に定めるところにより検査を行なつた結果、その検査荷口の果実飲料が連続して 5 回合格に格付けされたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、5 に定めるところによるものとする。
- 5 第 2 種検査方法
 - (1) 抽出の割合
4 の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が 5 に定めるところによることとなつた果実飲料でその品種が同一と認められるものの 1 5 日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から 3 の(1)の規定に準じて 2 個の試料を抽出する。
 - (2) 検査に係る格付の基準
3 の(2)に同じ。
- 6 第 1 種検査方法への移行
5 に定めるところにより検査を行なつた結果、合格に格付けされない検査荷口があつたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、3 に定めるところによるものとする。

附 則（平成 1 8 年 2 月 2 8 日農林水産省告示第 2 1 0 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。
（登録認定機関又は登録外国認定機関の登録基準に関する経過措置）
- 2 旧登録認定機関（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第 9 条に規定する旧登録認定機関をいう。）又は旧登録外国認定機関（改正法附則第 1 4 条に規定する旧登録外国認定機関をいう。）で、改正法の施行後に改正法附則第 9 条又は第 1 4 条の規定に基づきなお従前の例により認定の業務を行うものについては、この告示による廃止前の第 1 の 1 から 4 まで及び 4 7 に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。
（登録格付機関又は登録外国格付機関の登録基準に関する経過措置）
- 3 改正法の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第 1 6 条第 2 項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人（以下「旧登録格付機関」という。）又は旧登録外国格付機関（改正法附則第 1 1 条第 1 項に規定する旧登録外国格付機関をいう。以下同じ。）で、改正法附則第 5 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項の規定により格付を行うものについては、この告示による廃止前の第 1 の 5 から 4 6 までに掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。
（農林物資についての検査方法に関する経過措置）
- 4 改正法の施行の際現に旧法第 1 4 条第 1 項の規定により、条例で定めるところにより農林物資の

格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、旧登録格付機関、旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧登録外国格付機関又は旧認定外国製造業者（改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）で、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の第2から第19まで、第21, 第22, 第33及び第40に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。この場合において、なおその効力を有するものとされるこの告示による改正前の集成材及び構造用集成材についての検査方法5の(1)のイの(ア)のb中「(1)及び(2)」とあるのは、「(1)、(2)及び(4)」と、5の(2)のアの(ア)中「に準じて試験を行い、その結果、同別記の2」とあるのは「の(1)から(8)までに準じて試験を行い、その結果、(1)から(7)までにあつては同別記の2に、(8)にあつては同規格第3条から第5条までのホルムアルデヒド放散量の基準」と、5の(2)のイの(ア)のa中「2の(4)及び(5)」とあるのは「2」と、5の(2)のイの(ア)のb中「(6)まで」とあるのは「(6)まで及び(10)」と、「2の(1)から(3)まで」とあるのは「2」とする。

（農林物資の生産行程についての検査方法に関する経過措置）

- 5 旧登録格付機関、旧認定生産行程管理者（改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。）又は旧認定外国生産行程管理者（改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。）で、改正法附則第5条第1項、第6条第2項又は第12条第2項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類の生産行程についての検査方法の規定は、なおその効力を有する。